

# ○茨城県立医療大学人間科学センター規程

平成7年4月6日

医療大訓第17号

(趣旨)

**第1条** この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第4条第2項に基づき、人間科学センターに関し必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 人間科学センターは、医療技術者として必要な倫理観と高い教養を養い、崇高な人格形成を図るに不可欠な人間科学を総合的に研究し、本学の教育内容の充実を図ることを目的とする。

(組織)

**第3条** 人間科学センターは、原則として当該年度に一般教育科目を担当する専任教員をもって組織する。

(センター長)

**第4条** 人間科学センターに、センター長を置く。

2 センター長に関する規程は、別に定める。

(センター教員会議)

**第5条** 人間科学センターに、円滑なセンター運営を図るための協議機関として、センター教員会議を置く。

2 センター教員会議に関する規程は、別に定める。

(補則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、人間科学センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。